

○呉市ポイ捨て等防止に関する条例施行規則

平成7年9月29日規則第40号

改正

平成24年3月30日規則第23号

呉市ポイ捨て等防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、呉市ポイ捨て等防止に関する条例（平成7年呉市条例第7号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(公共の用に供する施設)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める公共の用に供する施設は、橋りょう並びに市において公用又は公共用に供する建物（設備を含む。）、その敷地及びこれらに属する工作物（水道企業管理者及び教育委員会の管理に属するものを含む。）とする。

(市長の施策)

第4条 条例第3条第1項の規定により市長が策定し、及び実施する、ポイ捨てによる空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに落書きの防止（以下「散乱等の防止」という。）に関する施策は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境美化に関する意識の啓発及び高揚に関する事項
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、散乱等の防止を図るために必要な事項

(環境美化推進重点区域の指定等)

第5条 条例第7条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による指定の解除は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに落書きの状態、市民等の行動の態様、地域の特性等を勘案して行うものとする。

(回収容器)

第6条 条例第9条第1項の回収容器は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、空き缶等の収容に対応できるものであること。
- (3) 空き缶等以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

(4) 安定が良く、安全で、市民等の通行の妨げとならないこと。

2 自動販売業者は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が空き缶等を容易に収容できる場所（自動販売業者が使用することについて正当な権原を有する場所に限る。）に前項に規定する回収容器を設置しなければならない。

(勧告)

第7条 条例第10条第1項及び第2項の規定による勧告は、別に定める勧告書により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第11条第1項の規定による命令は、別に定める回収命令書により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による命令は、別に定める落書き消去命令書により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による命令は、別に定める勧告履行命令書により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所掲示場及び市役所支所掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 自動販売業者の住所（法人にあつては、その所在地）
- (2) 自動販売業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者）
- (3) 命令の内容及び命令に従わない旨

(弁明の機会の付与)

第10条 市長は、前条に規定する公表を行おうとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ公表しようとする内容及びその理由並びに弁明書の提出及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）を書面により通知しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。